

情報・システム研究機構ハラスメントの防止等に関する規程

〔平成16年 4月 1日〕
制 定
最近改正 令和 2年 8月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則第34条の規定に基づき、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 機構の職員
- 二 学生等 機構において研究・教育・修学する学生及びこれに相当する者
- 三 関係者 機構における職員の職務及び学生等の研究・教育・修学（以下「職務等」という。）上の関係を有する者（職員及び学生等を除く。）
- 四 ハラスメント 第5号から第9号に掲げるハラスメント
- 五 セクシュアル・ハラスメント 職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる職場及び研究・教育・修学の場（以下「職場等」という。）内外における性的な言動
- 六 パワー・ハラスメント 職務等に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員及び学生等（以下「職員等」という。）に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境及び学生等の研究・教育・就学の環境（以下「勤務環境等」という。）を害することとなるようなもの
- 七 アカデミック・ハラスメント 職員等が、研究・教育・修学上の権力を濫用し、他の職員等に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、職務等上の不利益を与え、あるいはその職務等の遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることを内容とする人格権侵害
- 八 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場等における次に掲げるいずれかに該当するもの
 - イ 職員等が妊娠したこと又は出産したことに係る言動により当該職員等の勤務環境等が害されること。
 - ロ 職員等が妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に係る言動により当該職員

等の勤務環境等が害されること。

ハ 職員等が育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員等の勤務環境等が害されること。

ニ 職員等が介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員等の勤務環境等が害されること。

九 その他のハラスメント 第5号から第8号に類する不適切な言動

十 ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、その状態を解消すること

十一 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員等の勤務環境等が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等が職務等上の不利益を受けること

(不利益取扱いの禁止)

第3条 職員等は、ハラスメントを行った職員等に対する拒否、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する対応に起因していかなる不利益も受けない。

(機構長の責務等)

第4条 機構長は、機構のハラスメントの防止等及びハラスメントが行われた場合の対応に関する施策についての企画立案を行うとともに、各研究所長がハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

2 前条に基づき、機構長は、職員等が職場等において、いかなる不利益も受けることがないようにしなければならない。

3 機構長その他役員は、自らもハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるとともに、職員等及び関係者に対してハラスメントをしてはならない。

(各研究所長の責務等)

第5条 各研究所長は、職員等がその能率を十分に発揮できるような勤務環境等を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 各研究所長は、当該各研究所に属する職員等が他の各研究所に所属する職員等（以下「他研究所の職員等」という。）からハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該他研究所の職員等に係る各研究所長に対し、当該他研究所の職員等に対する調査を行うよう要請し、必要に応じて当該他研究所の職員等に対する指導等の対応を行うよう求めることができる。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた各研究所長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、各研究所長について準用する。

(職員等及び監督者の責務)

第6条 職員等は、ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員等は、本規程のほか次条の指針を十分認識して、ハラスメントの防止等に努めなければならない。
- 3 職員等を監督する地位にある者は、良好な勤務環境等を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員等に対する指針)

第7条 機構長は、ハラスメントをなくするために職員等が認識すべき事項について、指針を定め、職員等に対し、周知徹底を図るものとする。

(研修等)

第8条 機構長及び各研究所長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員等に対し、必要な研修を実施するとともに、職員等の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

(苦情相談への対応)

第9条 機構本部及び各研究所は、次条の指針により、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等及び関係者からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、機構長及び各研究所長は、苦情相談を受ける体制を職員等に対して明示するものとする。

- 2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、次条の指針に十分留意しなければならない。
- 3 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、職員等及び関係者並びに第三者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 4 職員等は、相談員に対して苦情相談を行うほか、機構本部に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、機構本部は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言、及び必要なあっせん等を行うものとする。

(苦情相談に関する指針)

第10条 機構長は、相談員がハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意す

べき事項について、指針を定め、相談員に対し、周知徹底を図るものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。